

決裁・**供覧**

件名	令和5年新年祝賀の儀について（通知）			文書番号	最高裁秘書第3474号	
伺い文	供覧願います。					
起案	起案日	令和4年12月1日	受付日	令和4年12月1日		
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係	決裁	決裁処理期限日 決裁日	令和4年12月2日	
案	起案者	浅井 英一	施行	施行処理期限日 施行日		
	連絡先		行	施行先 施行者		
分類名	大分類	(庶務第一) 庶務(事務)	取扱上の注意			
	中分類	交際	機密性格付け			
取扱区分	名称(小分類)	宮内庁関係(令和4年度)	付	取扱制限		
	秘密期間終了日		格	行政文書保存期間 5年		
取扱区分	指定事由		付	保存期間満了時期 令和10年3月31日		
	分		格	保存		
決裁	秘書課長	参事官	庶務第一係長	庶務第一係		
供覧欄	庶務主任 あと 課長補佐(庶務第一係)					
備考欄	最高裁秘書第3475号と一括供覧。					

宮内式発甲第722号

令和4年12月1日

最高裁判所長官 戸倉三郎 殿

宮内庁長官 西村泰彦

( 公印省略 )

令和5年新年祝賀の儀について（通知）

令和5年1月1日、宮中において、新年祝賀の儀を別紙次第のとおり  
行われますので、お知らせします。



令和5年1月1日

## 新年祝賀の儀

午前9時45分、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が千草の間及び千鳥の間に参集される。

午前10時、天皇、皇后が正殿松の間にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が順次御前に参進して祝賀の上、退出される。

次に天皇、皇后が御退出になる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

---

時刻、参列者が休所に参集する。

次に参列者が正殿の各間内の所定の位置に列立する。

時刻、天皇、皇后が正殿の各間にお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が供奉され、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

次に代表者が祝詞を述べる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が供奉され、侍従長、侍従、女官長及び女官が隨従する。

次に各国の外交使節団の長が順次御前に参進して祝賀の上、退出する。

次に天皇、皇后が御退出になる。

前行、供奉及び隨従は、お出ましのときと同じである。

---

参列者には、退出の際、賜物を伝達する。

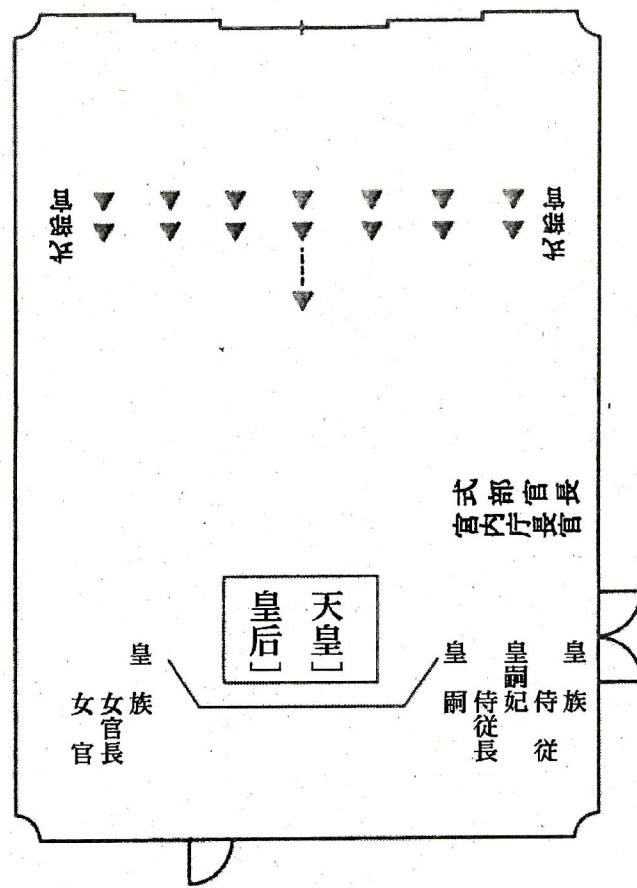
○

### 服 装

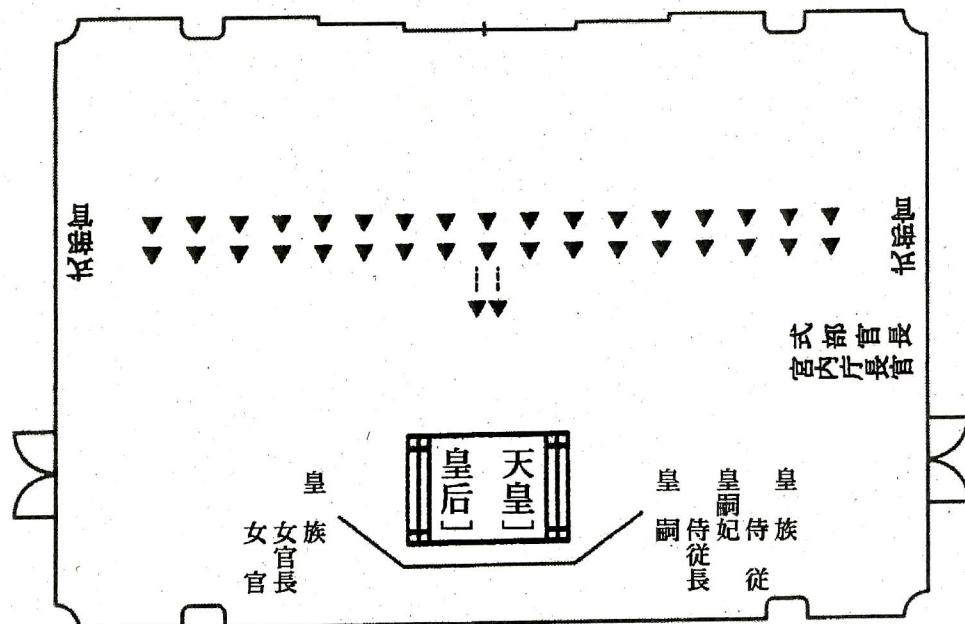
男子： 燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相当する制服等  
(モーニングコート也可)

女子： ロングドレス、白襟紋付又はこれらに相当する制服等

### 勲章着用



平成11年 正殿外の儀



平成11年 正殿外の儀

決裁・供覧

件名	令和5年新年祝賀の儀について（通知）		文書番号	最高裁秘書第3475号
問い合わせ文	供覧願います。			
取扱区分	起案日	令和4年12月1日		
	起部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係		
	起案者	浅井 英一		
	連絡先			
	大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)		
	中分類	交際		
	名称(小分類)	宮内庁関係 (令和4年度)		
	秘密区分			
	秘密期間終了日			
	指定事由			
秘書課長	参事官	庶務第一係長	庶務第一係	
決裁・供覧欄	決裁主任 課長補佐 (庶務第一係)			
備考欄	最高裁秘書第3474号と一括供覧。			

宮内式発第544号  
令和4年12月1日

最高裁判所事務総局秘書課 御中

宮内式部職  
(公印省略)

令和5年新年祝賀の儀について（通知）

天皇皇后両陛下は、令和5年1月1日、宮中において、下記のとおり新年の祝賀をお受けになりますので、お知らせします。

なお、参列を希望する者の名簿（別紙様式）を12月12日までに提出願います。

記

祝賀時刻 午前11時

『参列者の範囲』

内閣総理大臣及び内閣法第9条の第1順位指定大臣並びに以上の者の配偶者、国務大臣、内閣官房副長官、内閣法制局長官並びに会計検査院長、人事院総裁及び検事総長並びに都道府県の知事3人及び都道府県議会の議長3人

衆議院及び参議院の議長及び副議長並びに以上の者の配偶者並びに衆議院及び参議院の議員60人（衆議院議員39人、参議院議員21人（特記した議員を除く。））

最高裁判所長官及び最高裁判所判事（長官代行）並びに以上の者の配偶者並びに最高裁判所判事



別紙様式

	資 格	氏 名	外字	生 年 月 日	配偶者の参・不参
本 人	名	計	名	配偶者	名

(注) 本人が単身の場合は、配偶者の欄に「単身」と御記入ください。

別紙様式

	資 格	氏 名	外字	生年月日

本 人 名

## 決裁・供覧

件名	令和5年新年祝賀の儀参列希望者名簿について（12月1日付け宮内式部第 544号-473号回答）			文書番号 最高裁秘書第3515号
同文	別添のとおり提出してよろしいか。			
起案日	令和4年12月7日			
起部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係			
起案者	浅井 英一			
連絡先				
大分類	(庶務第一) 庶務 (事務)			
中分類	交際			
名称(小分類)	宮内庁関係 (令和4年度)			
秘密区分				
秘密期間終了日				
指定事由				
取扱区分				
秘書課長	参事官	庶務主任	庶務第一係長	庶務第一係
決裁				
供覧欄	課長補佐 (庶務第一係)			
備考欄				

最高裁秘書第3515号 ××

令和4年12月8日 ××

× 宮内庁式部職 御中

最高裁判所事務総局秘書課 ××

××令和5年新年祝賀の儀について

(12月1日付け宮内式発第544号に対する回答)

× 標記の儀の参列希望者の名簿を別添のとおり送付します。

## 別紙様式

資 格	氏 名	外字	生年月日	配偶者の参・不参
最高裁判所長官	戸 倉 三 郎		昭和 29 年 8 月 11 日	[REDACTED]
最高裁判所判事	山 口 厚		昭和 28 年 11 月 6 日	[REDACTED]

本 人

2 名

配偶者

計

名

(注) 本人が単身の場合は、配偶者の欄に「単身」と御記入ください。

## 別紙様式

	資 格	氏 名	外字	生年月日
	最高裁判所判事	深 山 卓 也		昭和29年9月2日
同		三 浦 守		昭和31年10月23日
同		草 野 耕 一		昭和30年3月22日
同		宇 賀 克 也		昭和30年7月21日
同		林 道 晴		昭和32年8月31日
同		岡 村 和 美		昭和32年12月23日
同		長 嶺 安 政		昭和29年4月16日
同		安 浪 亮 介		昭和32年4月19日
同		渡 邊 惠理子	邊	昭和33年12月27日
同		岡 正 晶		昭和31年2月2日
同		堺 徹		昭和33年7月17日
同		今 崎 幸 彦		昭和32年11月10日
同		尾 島 明		昭和33年9月1日

本 人 13 名

決裁・供覧

件名	新年祝賀の儀の自動車標識等の送付について（依頼）			文書番号
				最高裁秘書第3628号
伺い文	供覧願います。			
起案	起案日	令和04年12月20日	受付日	令和04年12月19日
	部署	最高裁判所 最高裁判所 事務総局秘書課 秘書課 庶務第一係	決裁	決裁処理期限日 決裁日
	起案者	浅井 英一	施	施行処理期限日 施行日
	連絡先		行	施行先 施行者
	大分類	(庶務第一)庶務(事務)	行	取扱上の注意
	中分類	交際		
	名称(小分類)	宮内庁関係(令和4年度)		
	秘密区分		格付	機密性格付け
	取扱区分	秘密期間終了日	付	取扱制限
			保	行政文書保存期間 保存
		存	保存期間満了時期 令和10年03月31日	
次裁 供覧欄	秘書課長	参事官	庶務第一係長	庶務第一係
	庶務主任			
	課長補佐(庶務一)			
備考欄				

宮内式発第590号

令和4年12月19日

最高裁判所事務総局秘書課 御中

宮内式部職

(公印省略)

新年祝賀の儀の自動車標識等の送付について（依頼）

令和5年新年祝賀の儀の際に使用する自動車標識等を別紙のとおり  
送付しますので、よろしくお取り計らい願います。



## 別紙様式

	資 格	氏 名	外字	生年月日	配偶者の参・不参
	最高裁判所長官	戸 倉 三 郎		昭和29年8月11日	
	最高裁判所判事	山 口 厚		昭和28年11月6日	

本 人

2 名

計

配偶者

名

名

(注) 本人が単身の場合は、配偶者の欄に「単身」と御記入ください。

別紙様式

資 格	氏 名	外字	生年月日
最高裁判所判事	長嶺安政		昭和 29 年 4 月 16 日
同	深山卓也		昭和 29 年 9 月 2 日
同	草野耕一		昭和 30 年 3 月 22 日
同	宇賀克也		昭和 30 年 7 月 21 日
同	岡正晶		昭和 31 年 2 月 2 日
同	三浦守		昭和 31 年 10 月 23 日
同	安浪亮介		昭和 32 年 4 月 19 日
同	林道晴		昭和 32 年 8 月 31 日
同	今崎幸彦		昭和 32 年 11 月 10 日
同	岡村和美		昭和 32 年 12 月 23 日
同	堺徹		昭和 33 年 7 月 17 日
同	尾島明		昭和 33 年 9 月 1 日
同	渡邊恵理子	邊	昭和 33 年 12 月 27 日

# 超過勤務等命令簿

部局課	経理局用度課	年月日	令和5年1月1日 日曜				各庁の長の確認	勤務時間管理員の確認														
			実績時間																			
			超過勤務																			
氏名	勤務の内容	命令時間	125 100	135 100	150 100	60h前 時分	+25 時分	+15 時分	+50 時分	160 100	175 100	+25 時分	+15 時分	+50 時分	100 100	+25 時分	+15 時分	+50 時分	超勤代休時間の勤務	休日勤務	夜間勤務	宿直勤務
山崎 哲志	自動車運行業務	6時00分から 12時55分まで				6.55																
萩原 義浩	自動車運行業務	6時00分から 11時55分まで				5.55																
笛本 武志	自動車運行業務	8時50分から 12時45分まで				3.55																
河野 明信	自動車運行業務	8時30分から 13時00分まで				4.30																
松本 康一	自動車運行業務	7時40分から 12時55分まで				5.15																
佐藤 哲康	自動車運行業務	8時15分から 12時50分まで				4.35																
菖蒲 三千夫	自動車運行業務	8時30分から 13時00分まで				4.30																
鈴木 光彦	自動車運行業務	8時25分から 12時55分まで				4.30																
三浦 五郎	自動車運行業務	8時30分から 13時00分まで				4.30																
大草 守	自動車運行業務	7時55分から 12時55分まで				5.00																
溝口 亨	自動車運行業務	8時30分から 12時40分まで				4.10																
後藤 将彦	自動車運行業務	9時30分から 12時10分まで				2.40																
深澤 靖	自動車運行業務	8時50分から 12時45分まで				3.55																
橋本 一豊	自動車運行業務	8時00分から 13時25分まで				5.25																
金子 亮太郎	自動車運行業務	8時05分から 13時35分まで				5.30																
田中 伊佐夫	自動車運行業務	8時40分から 12時50分まで				4.10																

備考